



平成27年5月8日

各 位

会社名 オカモト 株式会社
代表者名 取締役社長 岡本良幸
(コード番号 5122 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 有坂 衛
(TEL 03-3817-4121)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催の当社第119回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されることから、当社定款に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

下線部が変更箇所であります。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第31条 1.当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 1.(現行どおり) 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<p>第40条</p> <p>1.当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第40条</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（金曜日）

以 上